

新婚世帯の 新生活を応援します

引越費用、住宅賃貸・購入・改修費用を
最大30万円

夫婦ともに29歳以下の場合は
最大60万円 補助します



対象世帯

次のすべての条件を満たす世帯が対象となります

- ① 2025年1月1日から2026年2月28日までに婚姻届が受理された
- ② 補助金の申請時点で十日町市に居住し、継続して5年を超えて居住する意志がある
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である
- ④ 2024年分(2024年1月1日～12月31日)の夫婦の合計所得が500万円未満

- ◆「夫婦の合計所得500万円」を年収に換算すると、約670万円です。
- ◆貸与型奨学金を返済している場合は、所得額から返済額を控除して計算します。
- ◆過去に同じ補助金の交付を受けたことがある場合は、対象外となります(他の自治体を含む)。ただし、令和6年度にこの補助金の交付を受けたが交付額が上限額に満たなかった世帯は、今年度も補助の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

対象経費

新生活にかかる次の費用が対象となります

2025年4月1日～2026年2月28日の間に支払った①～④の費用

- ① 引越費用(引越し業者又は運送業者に支払った費用)
- ② 住宅の賃貸費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)※月払いの賃料・共益費は、3か月分を上限とする
- ③ 住宅の購入費用
- ④ 住宅の改修費用(倉庫やフェンス等の外構工事、エアコン・洗濯機等の購入(設置)費用を除く。)

- *婚姻日より前に購入、改修した住宅については婚姻日から起算して1年以内のものに限る
- *勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当は補助対象外
- *事業主から貸与されている住宅は補助対象外

- ◆対象経費の内、最大30万円(夫婦ともに29歳以下の場合最大60万円)を補助します。
- ◆期間内に補助対象経費の支払いが発生せず、補助金の申請が困難な新婚世帯については、次年度の補助対象者として資格認定を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

⇒ 申請に必要な書類などについては、裏面をご覧ください。

十日町市結婚新生活補助金 (結婚新生活支援事業)

申請受付期間

2025年7月1日～2026年2月28日

※予算額に達し次第受付を終了します

申請手続

補助金の対象費用の支払いが終わった後に
次の書類を提出してください

提出書類

WEB =十日町市ホームページからダウンロードできる様式

① 十日町市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 WEB

② 誓約書 WEB

③ 夫婦の戸籍謄本の写し

④ 夫婦の住民票の写し

⑤ 夫婦の所得証明書(2024年分)

⑥ 納税証明書 WEB



申請内容によって提出が必要な書類



【引越し費用の場合】

① 引越し費用を支払ったことが分かる領収書等の写し



【住宅を賃貸借した場合】

① 賃貸借契約書の写し

② 賃料等を支払ったことが分かる領収書等の写し

③ 住宅手当支給証明書(勤務先から住宅手当の支給を受けている場合)

WEB



【住宅を購入した場合】

① 売買又は工事請負契約書の写し

② 住宅を購入した際の領収書等の写し

【住宅を改修した場合】

① 請書又は工事請負契約書の写し

② 住宅を改修した際の領収書等の写し

※本制度の利用を検討される場合は必ず事前にご相談ください

【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所2階 企画政策課 移住定住推進係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
電話:025-755-5137(直通) / FAX:025-752-4635
Eメール:t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

